

**議案第37号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について**

- 第3条 事務局の組織を改正  
・部及び課の名称変更, 課の新設  
・生涯学習部及び課等を, 生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 削る
- 第4条 課の分掌事務を改正  
・教育部各課の分掌事務を, 改正  
・生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 生涯学習部各課の分掌事務を, 削る
- 第6条 生涯学習部に属する教育機関の所掌事務  
・市長部局に移管する生涯学習部の職員に補助執行させるため, 削る

- 別表第2 固有事務決裁表を改正  
・教育部各課の分掌事務に伴い, 決裁及び専決事項を, 改正  
・生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 生涯学習部各課の決裁及び専決事項を, 削る

**(附則) 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正に伴う, 規則の一部改正**

**第3項 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正**

- 第2条 (3)教育財産の取得を申し出  
(8)教育機関の敷地を選定  
・生涯学習部の所管する事務を市長部局において円滑に執行するため, 改正  
(教育委員会には, 基本的な方針の策定と, 教育機関の設置において付議)  
(9)教育機関に係る工事の計画  
・藤沢市事務決裁規程との整合性を図るため, 9,000万円以上に改正  
・生涯学習部の所管する事務を市長部局において円滑に執行するため, 改正

**第4項 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正**

- 職種名, 事務局における職, 教育機関における職  
・生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 所要の改正

**第5項 藤沢市公民館条例施行規則の一部改正**

- 第4条 審議会の庶務  
・市長部局に移管する生涯学習部の職員に補助執行させるため, 削除

**第6項 藤沢市社会教育指導員規則の一部改正**

- 第4条 指導員の定数  
・市長部局に移管に伴い, 規定の整備

**第7項 藤沢市文化財保護条例施行規則の一部改正**

- 第13条 委員会の庶務  
・市長部局に移管する生涯学習部の職員に補助執行させるため, 削る

**第8項 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正**

- 第2条 個人情報管理責任者  
・生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 所要の改正

**第9項 藤沢市教科用図書採択審議委員会規則の一部改正**

- 第8条 委員会の庶務  
・教育部の名称変更に伴い, 改正

**第10項 藤沢市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部改正**

- 第4条 審議会の庶務  
・市長部局に移管する生涯学習部の職員に補助執行させるため, 削る

**議案第38号 平成25年度組織改正に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について**

**第1条 藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正**

- 第5条 市民センター職員に補助執行させる事務
- ・市民センター職員に補助執行させる, 公民館の所掌事務を, 具体に加える
  - ・市民センターの職員に補助執行させていた, 地域移譲事務を削る
- 第6条 生涯学習部職員に補助執行させる事務
- ・生涯学習総務課の職員に補助執行させる事務を, 加える
  - ・郷土歴史課の職員に補助執行させる事務を, 加える
  - ・文化芸術課の職員に補助執行させる事務を, 加える
  - ・スポーツ推進課の職員に補助執行させる事務を, 加える
  - ・総合市民図書館の職員に補助執行させる事務を, 加える
- 第7条 藤沢公民館及び村岡公民館職員に補助執行させる事務を,
- ・両公民館職員に補助執行させる, 公民館の所掌事務を, 具体に加える
- 第8条 教育機関等の組織
- ・補助執行させる事務に係る教育機関の所属を整備するため, 別表第2を加える

**第2条 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正**

- 第2条 対象職員の範囲及び勤務時間等
- ・教育部における, 課の名称変更, 課の新設に伴い, 所要の改正
  - ・生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 生涯学習部に関する規定を削る

**第3条 藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正**

- 第3条 技能労務職員の服務の原則
- ・教育部の名称変更, 生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 所要の改正
- 第5条 公民館用務員
- ・生涯学習部の市長部局に移管に伴い, 削る

**第4条 藤沢市教育委員会パブリックコメント手続規程の一部改正**

- 第10条 委任
- ・教育部の名称変更に伴い, 改正

**議案第39号 藤沢市教育委員会職員への併任等に関する規則の制定について**

- 第1項 併任
- ・公民館長及び総合市民図書館長は, 辞令を用いることなく教育委員会の職員に併任されたものとするを, 規定
- 第2項 兼職
- ・公民館長及び総合市民図書館長は, 教育総務課主幹の職を, 辞令を用いることなく兼ねるものとするを, 規定



2013年2月15日

藤沢市教育委員会委員長  
赤見恵司様

藤沢市長  
鈴木恒夫



藤沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（回答）

2013年2月7日付「藤沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）」記載の事務につきまして、市長部局職員に補助執行させる事務として同意いたします。

よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

以上

事務担当：行政総務課（内線2211）